

## 一般競争入札における入札参加者が1者の場合の取り扱いについて

適正な競争確保を図るため、入札参加者が1者のみの場合における取り扱いについて下記のとおりとする。

### 記

1. 市が発注する建設工事に伴う一般競争入札において、入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を取り止めるものとする。
2. 入札の公告文には、「入札の参加者が2者に満たないときは、入札を取り止める。」旨を明示する。
3. 入札を取り止める場合
  - (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者のみの申請だった場合
  - (2) 事前審査において、競争参加資格確認後、参加資格有りの者が1者のみとなった場合
  - (3) 電子入札の入札書提出締め切り時において、入札参加者が1者であった場合  
ただし、低入札価格調査により失格となった入札者については、入札参加者として取り扱う。
  - (4) とりおりにより入札参加者が1者となった場合
  - (5) 事後審査において、競争参加資格確認後、参加資格有りの者が1者のみとなった場合
4. 入札を取り止めた案件を再公告し入札を行う場合は、原則、入札参加資格等の見直しを行うものとする。
5. 特例的な取り扱い
  - (1) 一般競争入札に付するもののうち、過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査会において、1者のみの入札の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。

- (2) 1 者のみの入札の場合でも入札を実施する場合には、入札の公告文に、「入札参加者が 2 者に満たないときは、入札をとりやめる。」旨の明記はしないものとし、入札参加者が 1 者であった場合でも、有効なものとして取り扱うものとする。

**【適用範囲及び時期】**

平成 27 年 3 月 1 日以降に公告する工事から適用する。